別表１　センターの名称・設置場所・担当地域一覧

	名称	設置場所	担当地域
①	きたよし地域包括支援センター 【認知症予防・普及啓発強化型】	福谷町寺田４番地 ３３－０７９１	きたよし･おかよし地域 （三好丘、北中学校区）
②	なかよし地域包括支援センター 【生活支援体制整備強化型】	三好町陣取山 39 番地５ ３４－６８１１	なかよし地域 （三好中学校区）
③	みなよし地域包括支援センター 【医療介護連携強化型】	三好町八和田山 15 番地 ３３－３５０２	みなよし地域 （南中学校区）

別表２　センターの職員体制一覧

	センター名	必要職種	必要数（配置基準）
①	きたよし 地域包括支援センター	保健師	1.0 人（Aのみ）
		社会福祉士	1.0 人（Aのみ）
		主任介護支援専門員	1.0 人（Aのみ）
		第２層生活支援コーディネーター	1.0 人（A、B、C、D）
		認知症地域支援推進員	0.5 人（A、B、C、D）
		在宅医療介護連携推進員	0.5 人（A、B、C、D）
②	なかよし 地域包括支援センター	保健師	1.0 人（Aのみ）
		社会福祉士	1.0 人（Aのみ）
		主任介護支援専門員	1.0 人（Aのみ）
		第２層生活支援コーディネーター	1.0 人（A、B、C、D）
		認知症地域支援推進員	0.5 人（A、B、C、D）
		在宅医療介護連携推進員	0.5 人（A、B、C、D）
③	みなよし 地域包括支援センター	保健師	1.0 人（Aのみ）
		社会福祉士 又は主任介護支援専門員	1.0 人（Aのみ）
		第２層生活支援コーディネーター	1.0 人（A、B、C、D）
		認知症地域支援推進員	0.5 人（A、B、C、D）
		在宅医療介護連携推進員	0.5 人（A、B、C、D）

別表３　配置基準

区分	専従	兼務
常勤	A	B
非常勤	C	D

別表４　用語の定義

常勤	雇用形態に関わらず、当該法人において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（下限は、32 時間）に達していることをいうものとする。
非常勤	当該法人における勤務時間が「常勤職員の勤務時間数」に満たない場合は、全て「非常勤」とする。当該法人において「正規職員」であっても、当該事業の他の事業に兼務する場合は「非常勤」である。
専従	当該業務を専ら担当していることをいう。この場合において「専ら担当している」とは、その他の業務の兼務が認められないものとし、その就業時間の全てにおいて、当該業務に従事している必要があるものとする。
兼務	当該事業所の他の職種又は同一法人の他の事業所の職務に従事している場合を兼務とする。 ただし、原則、本方針においては、同一法人の他の事業所の職員の兼務については、認められない。 例）認知症地域支援推進員と指定介護予防支援事業所の職務→可 在宅医療介護連携推進員と地域包括支援センターの職務→可 第２層生活支援コーディネーターと同一法人の通所介護事業所の職務→不可 第１層と第２層の生活支援コーディネーター→不可

別表５　必要職種の定義

保健師	保健師資格を有する者。ただし、経験のある看護師は準ずる者として可とする。（准看護師を除く。）この場合において、「経験のある」とは、地域保健又は在宅看護等を指すものである。
社会福祉士	社会福祉士資格を有する者
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員の資格を有する者。ただし、有効期限が満了していないものに限る。
第２層生活支援コーディネーター	資格要件は設けないが、多様な理念を持つ地域の団体等との連絡調整が行える者であり、かつ、公平・中立な立場で活動を行うことができる者
認知症地域支援推進員	看護師や社会福祉士等の医療・介護・福祉の国家資格有資格者で、認知症ケアや認知症に関する内容を含む相談業務に従事した経験を有する者
在宅医療介護連携推進員	看護師、社会福祉士又は介護支援専門員を有しており、医療と介護の両方の用語理解等の知識を持って、双方とコミュニケーションが図れる者